平成２５年（フ）第４５７号
千葉県柏市常盤台７番３号　メゾントクア103号
債務者　石川　玲子（旧姓江藤）
1　決定年月日時　平成25年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９９号
茨城県日立市鮎川町３丁目５番３―101号
債務者　海野　　弘
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６６１号
千葉市美浜区真砂５丁目16番３棟801号
債務者　佐藤雄一郎
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６７０号
千葉県船橋市習志野台８丁目54番１―305号
債務者　河野　聖子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７１８号
千葉市中央区今井町1352番地２　蘇我第６203号
債務者　中村　治夫
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２０号
千葉県習志野市谷津４丁目８番７―504号
債務者　吉村　　健
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２３号
千葉市花見川区千種町214番地12
債務者　志村　光春
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７２４号
千葉市花見川区千種町214番地12
債務者　志村サク子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７３１号
千葉市若葉区源町387番地１　ローズガーデン千葉東204号
債務者　大池ユミ子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４６号
千葉市中央区道場南２丁目12番11号　白戸荘17号
債務者　藤原　汎子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
滋賀県東近江市八日市清水２丁目１番８号　みきグリーンハイツ305室、前住所神戸市兵庫区荒田町３丁目64番４号
債務者　森　　澄男
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１６０号
長崎県長崎市曙町８番４号　松岡長屋左、旧住所長崎県長崎市野母町2034番地
債務者　松屋　亜紀（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
長崎県長崎市女の都２丁目40番21号、旧住所福岡県福岡市城南区鳥飼５丁目７番８―203号
債務者　小川　彩織
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
北海道小樽市新光３丁目24番９号
債務者　末木　　堯
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第９５号
北海道小樽市桜２丁目38番22号　コーポシンゴ202号
債務者　小泉　弘三
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市汐見町３丁目11番15号　汐見マンションＢ
債務者　伊藤れい子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１１０号
青森県八戸市西白山台１丁目９番１号
債務者　根城　　透
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係